

審査基準整理票

処分名	サービス付き高齢者向け住宅の登録		
根拠法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成13年法律第26号)	(条項) 第5条第1項	
基準法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律	(条項) 第7条第1項及び第8条第1項、第54条第1号ロ	
	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 (平成13年国土交通省令第115号)	(条項) 第34条第1項	
	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号)	(条項) 第8～14条まで	
所管部署	都市計画部 住宅課 整備計画係		
標準処理期間	30日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【大津市サービス付き高齢者向け住宅の登録等に関する要綱】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[サービス付き高齢者向け住宅の登録する基準]</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る基準は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)第7条第1項及び第54条第1号ロ、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項並びに国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第8条から第14条までの規定に定めるもののほか、次に掲げる要件を満たすことを基準とする。</p> <p>(1) 法第8条第1項に規定する登録の拒否事由に該当しないこと。</p> <p>(2) 登録を受けようとする住宅の入居者と同居する者の要件を法第5条第1項及び大津市サービス付き高齢者向け住宅の登録等に関する要綱第2条に規定する者とする。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。